

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

## 栃木国民年金 事案 941

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

昭和50年度分の国民年金保険料の領収書を2枚所持しており、そのうちの1枚は申立期間の保険料を納めた際のものであると思われるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

市が保管する申立人に係る国民年金保険料の電算データにより、申立期間の保険料は納付済みと記録されていることが確認できる上、申立人は、申立期間直前の昭和49年度第4期から50年度第3期までに係る重複する内容の国民年金印紙代金納付案内書兼領収済通知書を2枚（一方は、全期間が納付済み、他方は昭和49年度第4期以外納付済み）所持していることから、当時、国民年金保険料の納付状況について行政側の記録管理に不備があったことが否定できない。

また、オンライン記録によると、申立人は、20歳になった際、国民年金に加入するとともに、申立期間を除き保険料を全て納付していることが確認できることから、国民年金に対する意識及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 栃木国民年金 事案 942

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月

申立期間当時、私は海外に居住していたので、国民年金の加入手続及び保険料の納付は、姉が行ってくれていた。また、申立期間が含まれる平成3年度分の保険料については、1年間分をまとめて納付してもらったと思うので、同年9月分の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付したとするその姉から聴取したところ、申立期間を含む平成3年度の1年間分の保険料は、まとめて郵便局で納付したと記憶しているとしている上、申立期間前後の保険料について、過年度納付していることがオンライン記録により確認できることから、申立期間についても納付書が発行され、保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、オンライン記録によると申立期間の翌平成4年度以降、保険料の追納をしていることが確認できることから、保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は1回、かつ1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月

私は、結婚してから夫に勧められて国民年金に任意加入し、保険料は全て納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月5日に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き保険料を全て納付している上、複数回に及ぶ厚生年金保険との切替手続も適切に行っており、年金制度への関心及び保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、所持する年金手帳により、昭和49年3月5日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、保険料を納付する意思を有しつつ加入したものと考えられるところ、任意加入した月である申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は1回かつ1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月から 48 年 12 月まで  
② 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①については、昭和 47 年 12 月に夫が他界した後、国民年金の再加入手続を行い、未納期間を解消するため、多額の保険料を遡って納付したはずである。

また、申立期間②について、当時委託していた会計事務所では確定申告の際に必ず国民年金保険料の領収書を確認していることから、未納期間があるはずがない。

以上の理由から、申立期間①及び②の納付記録が無いことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録により、申立人は、国民年金に再加入後は過年度納付を行っていることが確認でき、保険料の未納期間を解消しようとしていることがうかがえる上、申立期間②前後の 20 年間にわたって前納制度を利用するなどして国民年金保険料を納付していることが確認できることから、3 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

2 申立期間①について、申立人はその夫の他界後に国民年金の再加入手続を行い、遡って多額の保険料を納付したと主張しているが、申立人の夫が他界した昭和 47 年 12 月の時点で、申立期間①のうち 45 年 9 月までの期間は時効により納付できない期間である上、51 年 4 月に 49 年 1 月から 50 年 3 月までの保険料を過年度納付したことが特殊台帳の記録から確認できるところ、当該納付記録は 51 年 4 月時点で納付可能な保険料を最大限遡って

納付したと考えられ、この時点で申立期間①は時効により納付できない期間であった。

また、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとする事情も見当たらない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付するために、特例納付制度を利用したことが考えられるが、遡って納付したとする保険料の納付時期及び納付金額についての申立人の記憶は曖昧であり、申立人が当該期間の保険料を特例納付したとする事情をくみ取ることは困難である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C工場における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和47年12月30日）及び資格取得日（昭和48年1月4日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月30日から48年1月4日まで

A社C工場において、昭和47年4月に入社してから平成18年8月に他工場へ転勤するまで継続して勤務していた。この間、申立期間を境に臨時従業員から正社員に登用されたが、勤務場所も同一で業務内容にも変更が無かったので、厚生年金保険加入期間に空白期間が生じるとは考えられない。当該期間について被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社C工場において昭和47年4月16日に厚生年金保険の資格を取得し、同年12月30日に資格を喪失後、48年1月4日に同社において再度資格を取得しており、47年12月の申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、元同僚は、「申立人は、私と同じ昭和47年4月に入社し、申立期間についても辞めることなく継続して勤務しており、勤務形態や業務内容に変化は無かった。」と証言しており、当該同僚は、申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

また、B社が保管している辞令により、申立人は昭和48年1月4日付けで臨時社員から正社員に登用されていることが確認できるところ、当該事業所は、「臨時従業員から正社員への登用は、事業所を操業した昭和47年から申立期間以降も現在に至るまで行っている。」「当時から在籍する社員に聞いたところ、臨時社員から正社員に登用する際には、一旦、厚生年金保険の資格を喪失させ、再取得させる切替え手続を行っていたとのことである。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、当該事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所が保管する辞令により、申立人は昭和48年1月4日付けで臨時従業員から正社員に登用されていることが確認できるため、47年11月のオンライン記録から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 栃木厚生年金 事案 1676

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 10 日から 40 年 1 月 29 日まで

A社B工場を辞める前に名前が間違っていて管理されていたことが分かったので、退職後、日をおかずに訂正をしてもらうため社会保険事務所（当時）に出向いた際に、脱退手当金の説明を受けたが、再就職を考えていたため氏名の訂正だけをしてもらい脱退手当金の手続はしなかった。その後、年金をもらう手続の時に、脱退手当金が支給されたことになっていることを知ったが、私はもらっていない。数年前に国から来た調査票にも、もらっていないとの返事を書いたことがある。今回、日本年金機構から脱退手当金に関するはがきもらったので、やはり記録がおかしいということなのだと思うので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立人の被保険者資格喪失日の前後2年以内に被保険者資格を喪失した者のうち脱退手当金の受給要件を満たす31人について、その支給記録を確認したところ、申立人を含め11人に支給記録が確認でき、このうち脱退手当金を受給した複数の同僚は、「会社からの説明は受けていない。自ら社会保険事務所へ行き、脱退手当金を請求した。」と証言している上、申立期間当時の事務担当者は、「脱退手当金について説明は行っておらず、事業所が代理請求することもなかった。」と証言していることを踏まえると、事業主による代理請求があったとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間以前のC社に係る被保険者期間（7か月）については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該事業所を退職した約7か月後にA社B工場で、厚生年金保険被保険者資格を再取得している上、いずれの事業所もDの業務であ

り、かつ、C社における被保険者期間は、申立人にとって最初の被保険者期間であったことを踏まえると、申立人がこの期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間に係る脱退手当金支給決定日から約8か月後の昭和40年11月1日に別の事業所に就職し、厚生年金保険被保険者資格を再取得しており、厚生年金保険に継続して加入する意思を有していたことがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和47年6月20日、資格喪失日は同年12月13日であると認められることから、申立人に係る被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和47年6月から同年9月までは3万6,000円、同年10月及び同年11月は4万5,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月20日から同年12月13日まで  
A社で勤務した期間について、厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかないため、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の者の記録が発見され、当該記録の資格取得日は、昭和47年6月20日であり、同年10月の定時決定が記録されているが、資格喪失日は記録されていないことが確認できる。

また、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、上記被保険者原票と同一の記号番号が記載されている上、「初めて資格を取得した年月日」の欄についても昭和47年6月20日と記載されている。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人は、当該事業所を昭和47年12月12日に離職していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は、申立人に係るものであると認められることから、A社の事業主は、申立人が昭和47年6月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月13日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和47年6月から同年9月までは3万6,000円、同年10月及び同年11月は4万5,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 5 日から 20 年 10 月 27 日まで  
年金事務所で、年金の加入期間について確認したところ、A社B工場における厚生年金保険の加入期間があることが判明したが、その期間については脱退手当金が支給されているとのことだった。  
しかし、当時、そのような制度があることは知らず、脱退手当金を受けたこともないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に支給したとされる脱退手当金は、厚生年金保険法（昭和 16 年法律第 160 号（旧法）ノ第 49 条ノ 3）に基づく脱退手当金（いわゆる短期脱退手当金。以下単に「脱退手当金」という。）であるが、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す記載があるとともに、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和 20 年 10 月 27 日）から約 4 か月後の昭和 21 年 2 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、複数の同僚は、「A社B工場は軍需工場だった。」としており、申立人の被保険者資格喪失時に同様の業務を行い、同日に資格を喪失している同僚は、退職した経緯について、「終戦後は残った部品の後片付けを行い、残務整理の目途がついた時点で退職した。」と証言していることから、申立人が脱退手当金の受給資格要件の一つ（「戦争終結による事業所休廃止、縮小による資格喪失」）を満たしていたと考えるのが自然であり、当該手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間当時、脱退手当金を受給したとする同僚（女性）は、「脱

退手当金を自分で請求した記憶は無いが、事業所から連絡があり、受け取りに行った。」と証言していることを踏まえると、事業主が脱退手当金について代理請求を行った可能性がうかがわれる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶は無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から 13 年 4 月 1 日まで  
年金の加入記録が間違っていたことが過去にあり、A社に勤務していた期間の標準報酬月額についても引下げ処理が行われ、間違っていると思うので訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたが、平成13年4月24日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、商業法人登記簿謄本により申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続については、社会保険事務所(当時)で行ったが、標準報酬月額の遡及訂正については、記憶が定かでないとい供述しているところ、当該事業所に係る滞納処分票によれば、申立人が事業主として、数回にわたって滞納保険料の納付方法等について、社会保険事務所の担当者と交渉を行っていたことが記録されていることから、社会保険事務所が事業主である申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で当該処理を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、当該事業所の代表取締役として、社会保険に関する業務について権限を有していたものと考えられる。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責務を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張す

ることは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 1680

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 20 日から 41 年 8 月 1 日まで  
申立期間について、継続してA社(現在は、B社)に勤めていたのので、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で勤務していたとして申し立てている。  
しかしながら、当該事業所は、申立期間当時の関係資料は残存していないため、申立人の当時の状況は不明としている。

また、オンライン記録から、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者に、申立人の勤務状況について照会したが、これを記憶している者はおらず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 15 日から 45 年 9 月 11 日まで  
A 社 (現在は、B 社) に勤務していた期間について、厚生年金保険の記録が無い。運転手として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社の事業主及び同僚の証言により、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の勤務期間を覚えている者はいない上、雇用保険の加入記録によると、申立期間の一部については他の複数の事業所で勤務していた記録が確認できる。

また、B 社の事業主は、申立人について「厚生年金保険に加入させていなかったかもしれない。」と証言している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は確認できず、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 1682

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 1 日から 54 年 10 月 1 日まで  
当初、給与は 15 万円位であったが、昭和 50 年頃に、30 万円にすると社長に言われ、それ以後は手取りで 30 万円位であった。しかし、「ねんきん定期便」を見ると、A社に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低い額で記録されているので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間当時のA社における申立人の標準報酬月額と他の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額を比較したところ、申立人の標準報酬月額が特段低いとは認められない上、当該記録は遡及して訂正された形跡も無く、不自然さは見受けられない。

また、当該事業所は、昭和 54 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当該事業所の事業主は既に他界しており、当時の社会保険関係の事務担当者からも回答が得られず、当時の状況を確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 17 年 12 月 29 日まで  
申立期間について、60 万円から 80 万円の給与をもらっていたはずなので、標準報酬月額が 50 万円や 59 万円とされていることに納得がいかない。記録を訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成 12 年 10 月から 16 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から 17 年 11 月までは 50 万円とされており、当該期間に係る標準報酬月額の定時決定時の標準報酬月額算定基礎届などの届出は、いずれも適切な時期に提出されていることが認められ、遡って訂正されるなど不自然な点は見当たらない。

また、A 市発行の平成 12 年から 17 年までの期間に係る申立人の所得証明書には、12 年から 15 年までの年収はいずれも 720 万円で、16 年は 660 万円、17 年は 600 万円と記載され、申立人の主張する収入額と必ずしも一致していない上、各年の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額により算出した社会保険料控除額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は B 社の代表取締役であったが、当時の資料は処分して無いとしており、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。